

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サ―ビス費の算定方法</p>	<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サ―ビス費の算定方法</p>
<p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条に定める員数を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあっては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	<p>指定施設サ―ビス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サ―ビス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条に定める員数を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあっては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	<p>指定施設サ―ビス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サ―ビス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>ハ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護保健施設サ―ビス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>ハ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護保健施設サ―ビス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「介護老人保健施設基準第二条」とあるのは「介護老人保健施設基準第二条（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項に規定する小規模施設については、介護老人保健施設基準第二条第一項第七号を除く。）」とする。</p>	<p>ハ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>ハ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護保健施設サ―ビス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「介護老人保健施設基準第二条」とあるのは「介護老人保健施設基準第二条（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項に規定する小規模施設については、介護老人保健施設基準第二条第一項第七号を除く。）」とする。</p>
<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サ―ビス費の算定方法</p>	<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サ―ビス費の算定方法</p>
<p>常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに、以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず、又は介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、作</p>	<p>指定施設サ―ビス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サ―ビス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに、以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず、又は介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作</p>	<p>指定施設サ―ビス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サ―ビス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該介護老人保健施設のユニット部分の同居者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。）

十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

(1) 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
施行規則第百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

の例により算定する。

(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定め	指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該介護老人保健施設のユニット部分の同居者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。）

九 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

(1) 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
施行規則第百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

の例により算定する。

(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第三十二号）附則第二条の規定の適用を受けて介護支援専門員を属さない指定介護療養型医療施設に係る介護療養施設サービス費については、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中介護支援専門員の員数の基準は、適用しない。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定め	指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

る員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分）をいう。以下この号において同じ。）以外の部分については、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専

る員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分）をいう。以下この号において同じ。）以外の部分については、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専

門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分については、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。

指定介護療養施設サービスを行う病棟に指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定介護療養型

指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分については、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。

指定介護療養施設サービスを行う病棟に指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定介護療養型

指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

<p>医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いておらず、当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める基準の例により算定する。</p>
---	--

<p>医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いておらず、当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める基準の例により算定する。</p>
---	--

<p>に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いておらず、当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合を含む。）</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型療養型介護療養施設サービス費の算定方法</p>
--	--

<p>に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いておらず、当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合を含む。）</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型療養型介護療養施設サービス費の算定方法</p>
--	--

<p>(3) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>
--	--

<p>(3) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条の規定の適用を受けて介護支援専門員を置かないユニット型指定介護療養型医療施設に係るユニット型介護療養施設サービス費については、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中介護支援専門員の員数の基準は、適用しない。</p>	<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>
---	--

<p>療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外のユニット型指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。</p>	<p>介護療養施設サービス費又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外のユニット型指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。</p>	<p>介護療養施設サービス費又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。)</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在するユニット型指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いておること(当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護</p>
<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>定介護療養型医療施設である場合にあつては、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。)</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在するユニット型指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いておること(当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分</p>
<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いておることを含む。)</p>	<p>厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準 の数の基準</p> <p>厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準</p>
<p>診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いておることを含む。)</p>	<p>厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準 の数の基準</p> <p>厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準</p>
<p>診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

十四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防通所介護費の算定方法

イ 指定介護予防通所介護の月平均の利用者の数（指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防通所介護の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法
施行規則第四百十条の七の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定介護予防通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号、以下「指定介護予防サービス基準」という。）第九十七条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防通所リハビリテーションの算定方法

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所リハビリテーション費の算定方法
--------------------	---------------------------------

施行規則第四百十條の七の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所リハビリテーション費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百十七条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護予防短期入所生活介護費の算定方法  
 イ 指定介護予防短期入所生活介護の月平均の利用者の数（指定介護予防サービス基準第百二十九条の規定の適用を受ける指定

介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百二十九条の規定の適用を受けない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、施行規則第百四十条の九の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第三十条の四第一項第三号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合にあつては、利用定員に百分の百五を乗じて得た数（利用定員が四十を超える場合にあつては、利用定員に二を加えて得た数）を超えること。）	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定介護予防サービス基準第百二十九条の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護	



事業所にあつては、施行規則第百四十条の九の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの人数員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一項第一項第二号の規定による市町村が行つた措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となつたことによりやむを得ず入所定員を超える場合にあつては、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（入所定員が四十を超える場合にあつては、入所定員に二を加えて得た数）を超えること。）。

ロ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス基準第百六十八条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第百六十九条に規定するユニット部分をいう。二において同じ。）以外の部分に係る指定介護予防サービス基準第百三十一条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費（単

独立介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百二十九条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に關する基準の例により算定する。

ハ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本施設（指定介護予防サービス基準第百三十二条に規定する併設本施設をいう。ホにおいて同じ。）が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分については、当該特別養護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。）における介護予防短期入所生活介護費（併設型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百二十九条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定介護予防サービス基準第百二十九条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費（単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する

ホ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が施行規則第四百十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員を超えないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百	指定介護予防サービス介護給付

九十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サービス基準第百九十二条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第百二十五条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げると

ころにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第九十二条に定める員数を置いていないこと(当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定介護予防サービス基準第九十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。)	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟における指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第四百四十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費(病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅲ又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲの所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービス基

準第九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期人所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定介護予防短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期人所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サービスマルチプル第九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期人所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）。

指定介護予防サービスマルチプル第九十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護職員を置いていないこと（当該指定介護予防短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該

に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護予防短期人所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定介護予防サービスマルチプル第九十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護職員を置いていない場合を含む。）。

指定介護予防サービスマルチプル第九十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定介護予防短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期人所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定介護予防サービスマルチプル第九十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期人所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて

指定介護予防サービスマルチプル第九十二条に定める員数の看護職員及び介護職員に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスマルチプル第九十二条に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護予防サービスマルチプル第九十二条に定める員数の看護職員及び介護職員に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスマルチプル第九十二条に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法

知症疾患型介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護

指定介護予防サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

予防介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部

分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。)

指定介護予防サ―ビス基準第九十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと(当該指定介護予防短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防介護予防短期人所療養介護事業所のユニット部分について、指定介護予防サ―ビス基準第九十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。)

指定介護予防サ―ビス基準第九十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと(当該指定介護予防短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期人所療

指定介護予防サ―ビス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サ―ビスに要する費用の算定に

指定介護予防サ―ビス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サ―

指定介護予防サ―ビス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定介護予防サ―ビスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期人所療養介護事業所のユニット部分について、指定介護予防サ―ビス基準第九十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。)

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期人所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護予防サ―ビス基準第九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護

予防介護予防短期人所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと(当該指定介護予防短期人所療

養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期人所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サ―ビス基準第九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を

養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サ―ビス基準第九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を

指定介護予防サ―ビス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定介護予防サ―ビスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

置いておらず、かつ、当該指定介護予防介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。)

ハ 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護予防短期入所療養介護費の算定方法指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防短期入所療養介護を行う病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第四百十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。	指定介護予防サービスマニユアルに規定する単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスマニユアルに規定する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十八 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び介護予防

特定施設入居者生活介護費の算定方法

イ 指定特定施設の見守職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防特定施設入居者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防特定施設入居者生活介護費の算定方法
指定介護予防サービスマニユアルに定める員数を満たしていないこと。	指定介護予防サービスマニユアルに規定する単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスマニユアルに規定する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 外部サービスマニユアル型介護予防特定施設従業者（指定介護予防サービスマニユアル型に規定する外部サービスマニユアル型介護予防特定施設従業者をいう。以下同じ。）の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防特定施設入居者生活介護費（外部サービスマニユアル型介護予防特定施設入居者生活介護費の外部サービスマニユアル型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービスマニユアルに限定する。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める外部サービスマニユアル型介護予防特定施設従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防特定施設入居者生活介護費の算定方法
---	---------------------------------



指定介護予防サービス基準第二百六十四条に定める員数を置いていないこと。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十九 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法  
 イ 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防認知症対応型通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
施行規則第四百四十条の二十の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第 号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防認知症対応型通所介護費（介護予防認知症対応型通所介護費（i）又は介護予防認知症対応型通所介護費（ii）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
指定地域密着型介護予防サービス基準第七条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 共用型指定認知症対応型介護予防通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費（介護予防認知症対応型通所介護費（i）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法

<p>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第八条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービスの介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>方法</p>
--	--	-----------

<p>二十 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準並びに介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法</p> <p>イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>指定地域密着型介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法</p> <p>指定地域密着型介護予防サービスの介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着</p>	<p>厚生労働大臣が定める登録者の数の基準</p> <p>厚生労働大臣が定める介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法</p>
--	--	--

<p>ロ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p> <p>指定地域密着型介護予防サービスの介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>厚生労働大臣が定める指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準</p> <p>指定地域密着型介護予防サービスの基準第四十四条に定める員数を置いていないこと。</p>
---	--	--

<p>二十一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法</p> <p>イ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>
--

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法</p>
<p>施行規則第四百四十条の二十二の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>ロ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	
<p>厚生労働大臣が定める介護従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法</p>
<p>指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>